

第2章 本県の地域社会を取り巻く現状

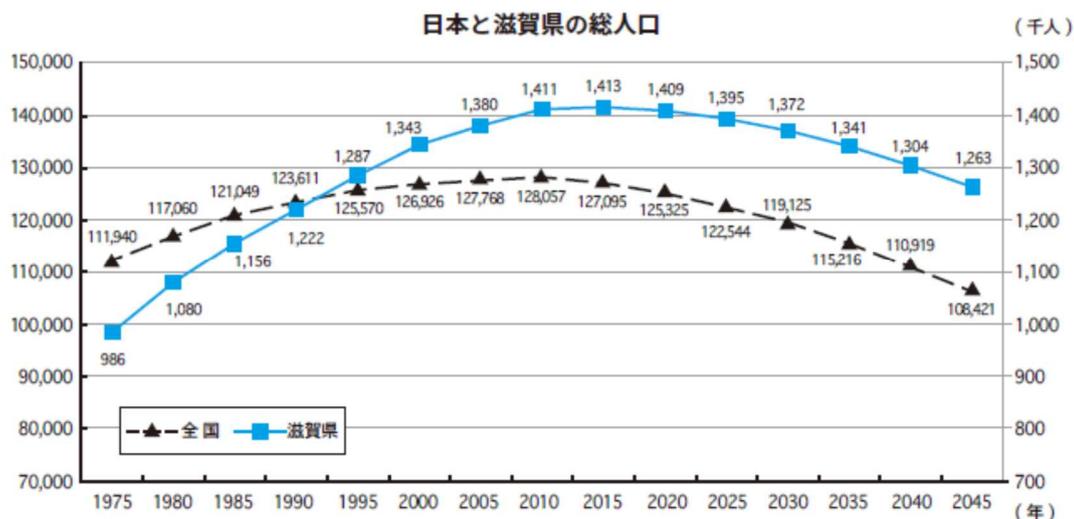
1 社会構造の変化

(1)人口減少

滋賀県の人口は、平成25年（2013年）をピークに、近年は人口減少に転じています。平成25年（2013年）には初めて転出者が転入者を上回り、平成28年（2016年）以降は死亡数が出生数を上回っています。

全国の状況と比べ人口減少のスピードが緩やかなものの、このまま出生数が減少し若い世代の流出が続いた場合、平成27年（2015年）に約141万3千人であった人口は、令和12年（2030年）には約137万2千人（-2.9%）まで減少、さらに令和27年（2045年）には約126万3千人（-10.6%）まで減少する見込みです。

■人口数の推移（全国、滋賀県）

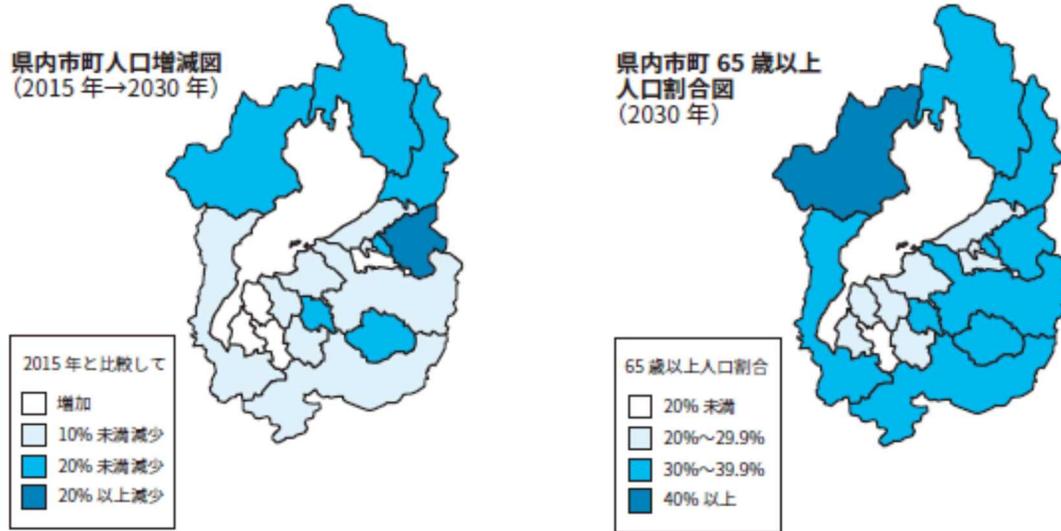


(出典) 滋賀県基本構想 令和元年（2019年）3月

滋賀県全体では全国に遅れて高齢化が進行していますが、既に全国より早いスピードで高齢化が進んでいる地域もあり、県内でも地域により人口動向の状況は二極化する見込みです。

なお、高齢化が緩やかに進んでいる地域においても、今後急速に高齢化が進む見込みです。

■県内市町の人口増減の状況



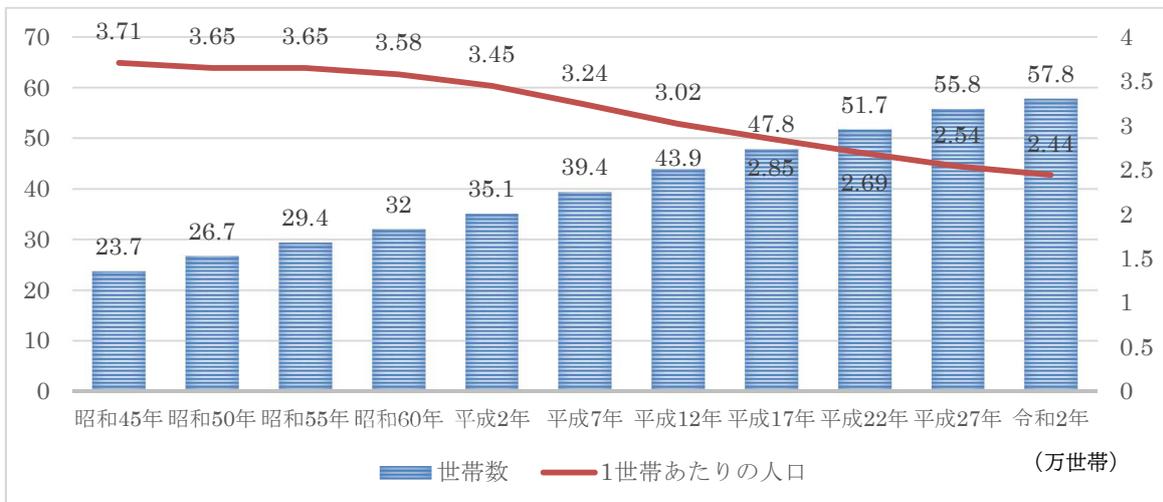
(出典) 滋賀県基本構想 2019年3月

(2)世帯の変化

本県の1世帯当たりの人数は2.44人であり、全国平均の2.27人と比べると多いものの、年々減少してきています。

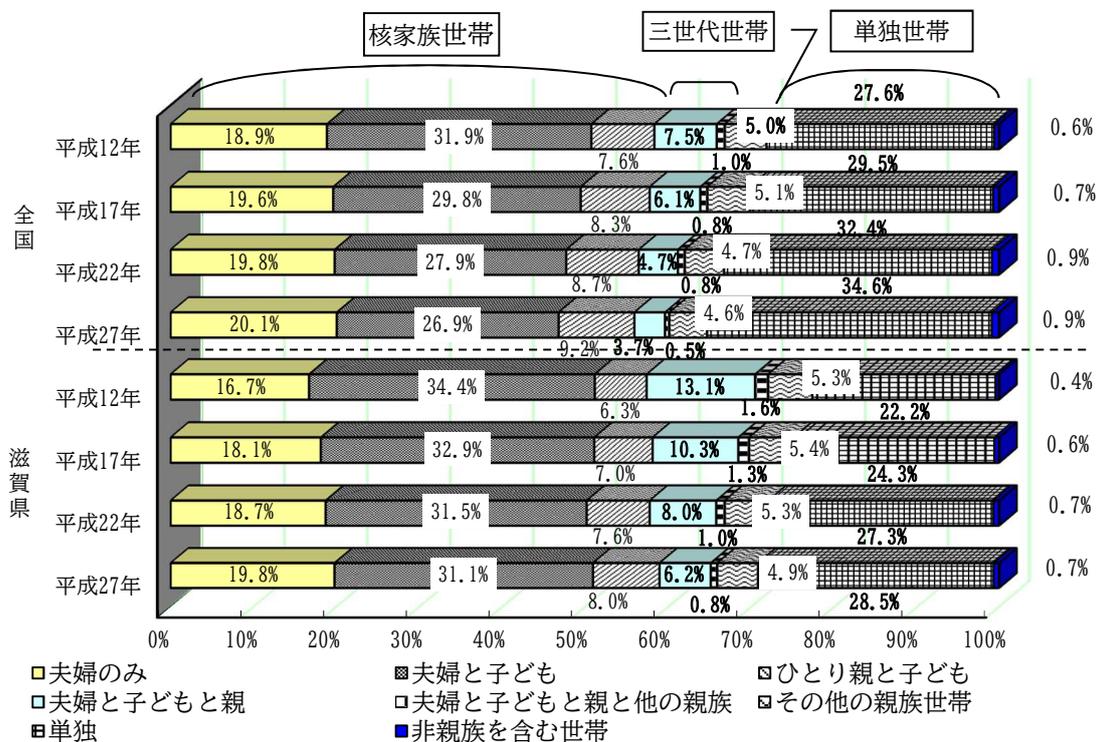
また、「三世代世帯」の構成比が6.2%へと減少する一方、「単身世帯」が28.5%に増加しています。

■世帯数および一世帯あたり人口の推移



(注) 健康医療福祉部健康福祉政策課調べ

■一般世帯の家族類型別世帯数



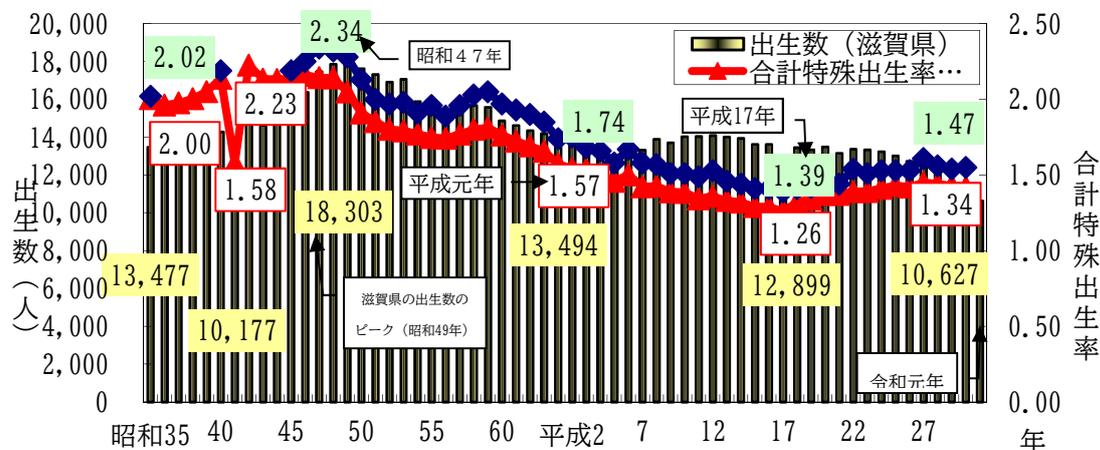
(出典) 国勢調査 (総務省)

2 少子高齢化の進行

(1) 出生率と出生数

令和元年(2019年)の本県の合計特殊出生率は1.47で、全国1.34を上回っていますが、人口置換水準(現在の人口を長期的に維持するための水準)である、おおむね2.07を下回っており、出生数も減少傾向となっています。

■出生数、合計特殊出生率の推移



(出典) 厚生労働省「人口動態調査」

(2) 65歳以上人口

65歳以上の人口は、令和27年（2045年）頃まで、75歳以上の人口は、令和37年（2055年）頃まで、一貫して増加すると予測しています。

特に介護ニーズの高い85歳以上の人口は、令和22年（2040年）頃までに急速に増加することが見込まれます。

図1：65歳以上人口の推計

[単位：千人・%]

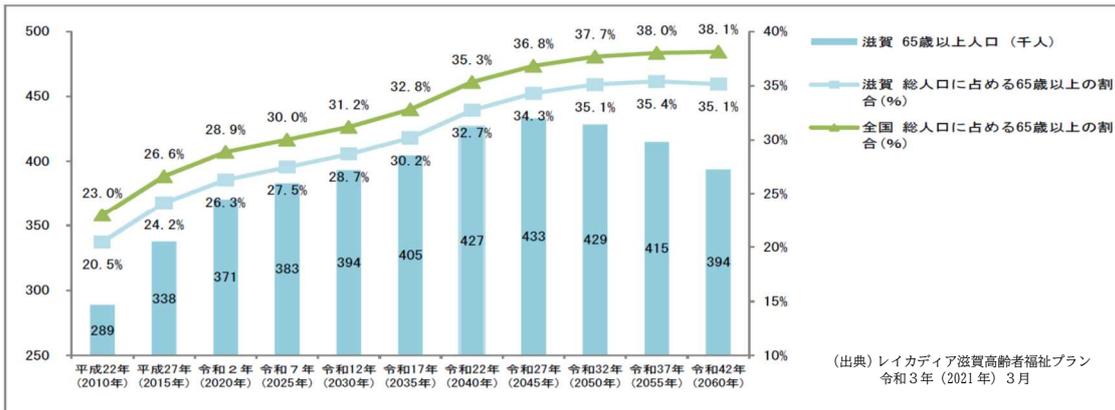


図2：75歳以上人口の推計

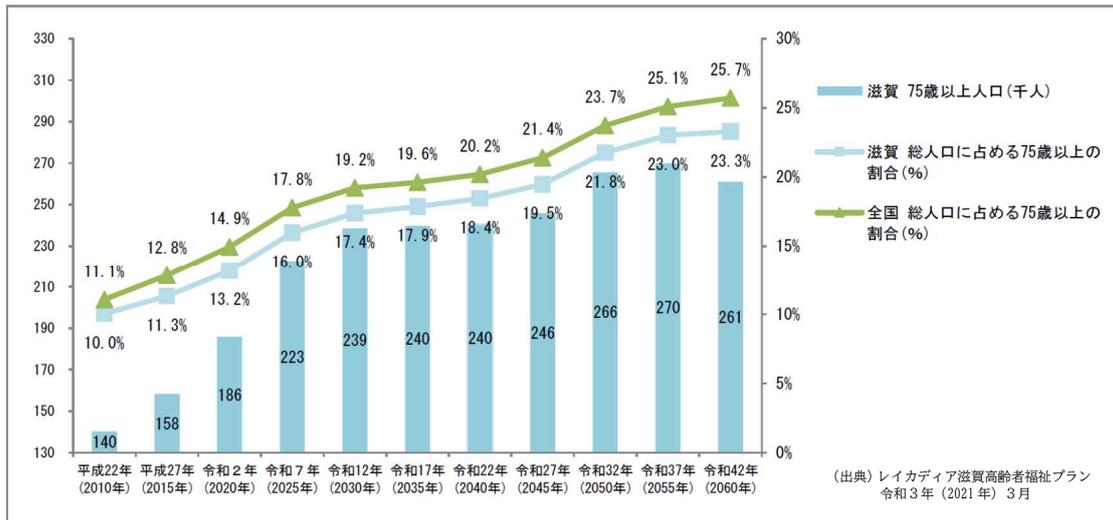
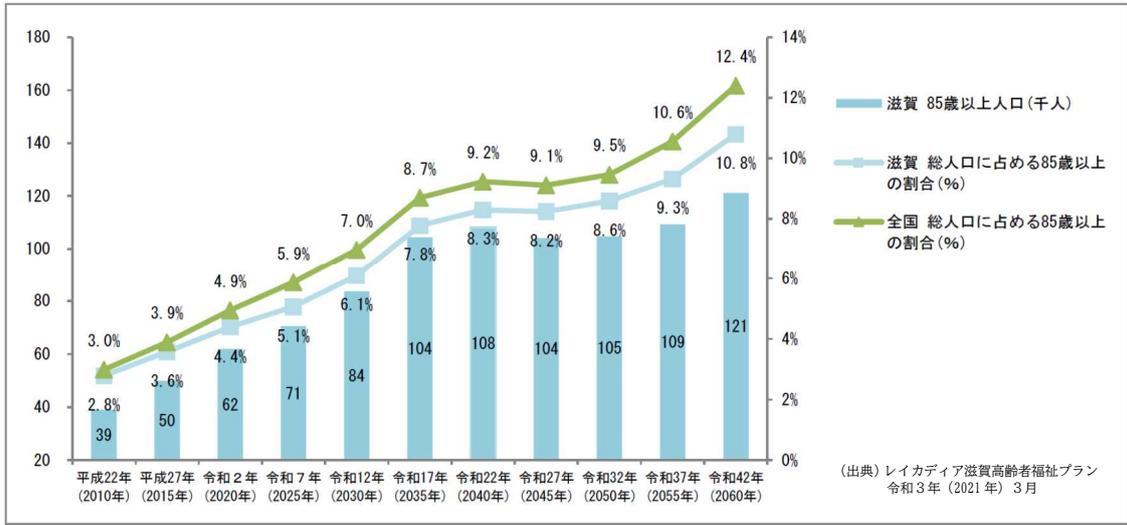


図3：85歳以上人口



3 高齢者の状況

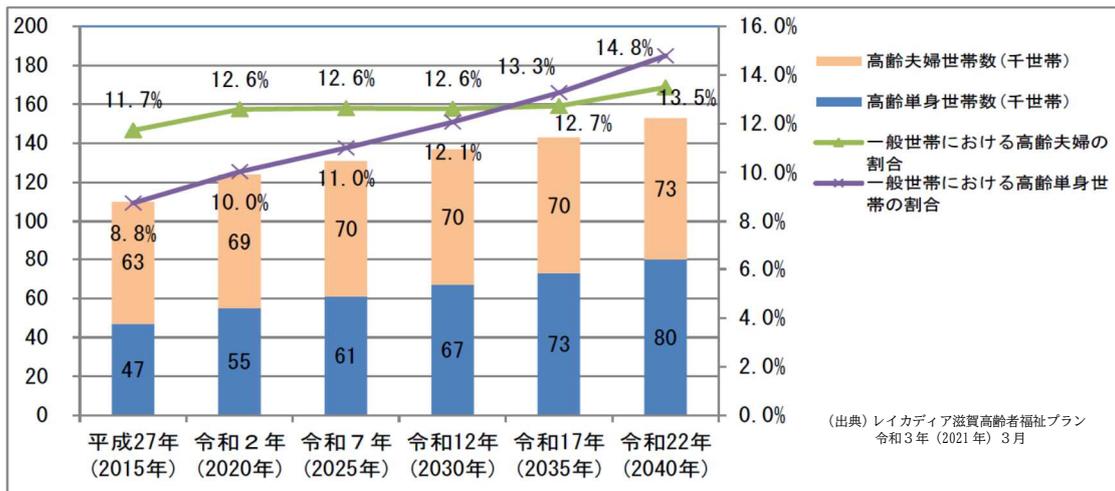
(1) 高齢者世帯

本県の一般世帯数が令和12年(2030年)をピークに減少に転じる中、高齢単身世帯は、大幅に増加していくと見込まれています。

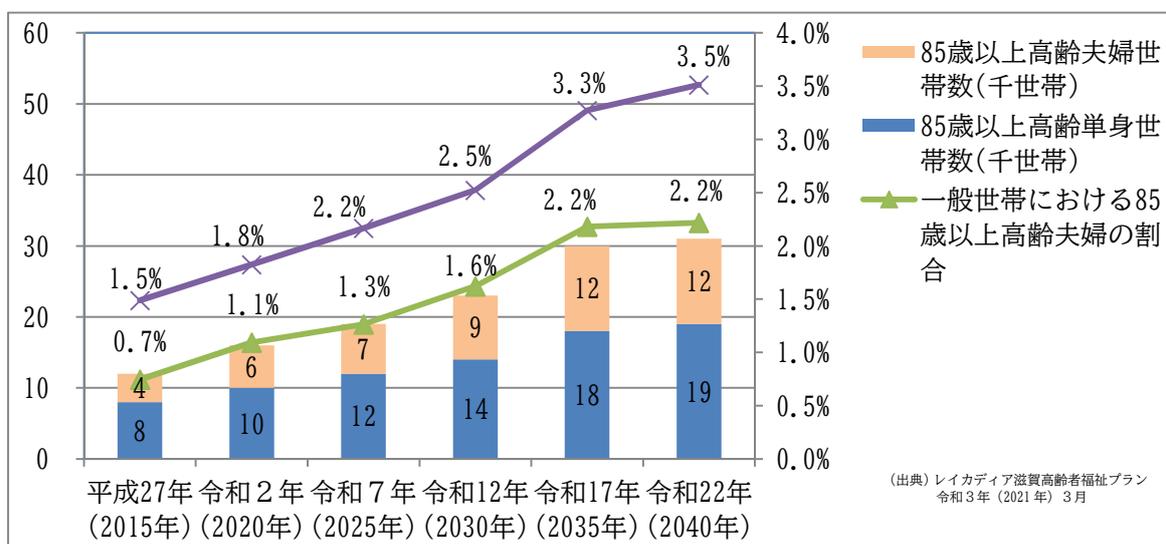
また、85歳以上高齢者の単身世帯数は、令和22年(2040年)には平成27年(2015年)の2倍以上に増加します。同様に、夫婦世帯についても、85歳以上高齢者を世帯主とする夫婦世帯数は3倍程度に増加することが見込まれています。

■高齢者世帯の推計

①滋賀県の高齢者世帯の推計(65歳以上人口)



②滋賀県の高齢者世帯の推計（85歳以上人口）

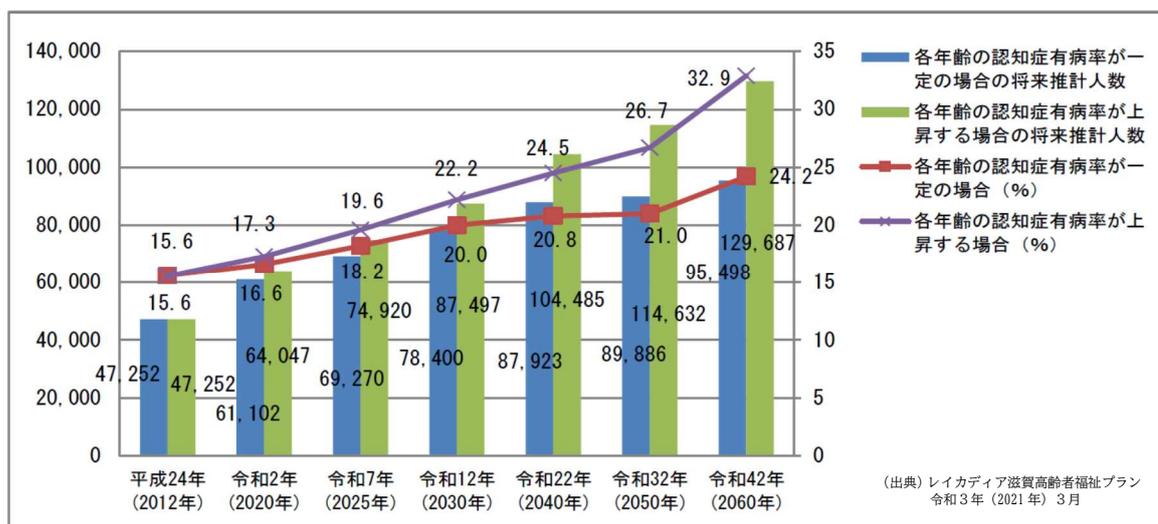


(2) 認知症高齢者

認知症高齢者数は65歳以上の人口の増加に伴い増加すると予測されます。

滋賀県の認知症高齢者数は、令和7年(2025年)に約7万人、令和22年(2040年)には約10万人と推計され、高齢者の4人に1人は認知症になると見込まれます。

■滋賀県における認知症高齢者数と有病率の推計



注：認知症の有病率（認知症が発症する人の割合）は生活習慣病（糖尿病）の有病率の影響を受けるとされており、「各年齢の認知症有病率が上昇する場合」とは、令和42年（2060年）までに糖尿病の有病率が20%増加すると仮定した場合の推計を示す。

(3) 介護職員の状況

介護ニーズが増加する見通しの一方で、生産年齢（15歳以上65歳未満）の減少が見込まれます。国の需給推計によると、本県において、令和7年度（2025年度）に約3,200人の介護職員が不足するとの見込みになっています。

(4) 高齢者虐待

19市町の養護者や施設での高齢者虐待についての通報・相談件数は増加傾向にあり、背景として高齢者虐待に関する認識の浸透があるものと考えられます。

令和元年度（2019年度）、県内の19市町で受け付けた通報・相談件数は、648件でした。虐待の種別・類型は、身体的虐待が254人（65.4%）と最も多く、次いで心理的虐待が156人（40.2%）、介護等放棄が83人（21.4%）、経済的虐待が48人（12.4%）でした。

■ 高齢者虐待通報・相談件数および虐待判断件数



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

■ 高齢者虐待の種別・類型（令和元年度（2019年度））（複数回答）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	254人	156人	83人	48人	0人
割合	65.4%	40.2%	21.4%	12.4%	0%

(注) 割合は、被虐待者の総数に対するもの
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

4 障害者の状況

(1) 障害者数

県内の身体障害者手帳所持者数、知的障害者療育手帳所持者数および精神障害者保健福祉手帳所持者数は、以下のとおりです。

■障害者手帳所持者数の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
身体障害者手帳 所持者数（人）	53,617	53,679	54,178	54,481	53,745	53,975
知的障害者療育手帳 所持者数（人）	12,432	13,080	13,524	14,202	14,771	15,317
精神障害者保健福祉 手帳所持者数（人）	8,447	9,024	9,662	10,449	11,175	11,710

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) 障害福祉サービス利用者数（当該月に各サービスを利用した数）

障害福祉サービス等の利用者および暮らしにかかわる各サービス利用者は、平成29年度（2017年度）から令和元年度（2019年度）にかけて、以下のように推移しています。

■障害福祉サービス利用者数（当該月に各サービスを利用した人数）の推移

サービス種別	平成 29 年度 (平成 30 年 3 月時点)	令和元年度 (令和 2 年 3 月時点)
障害福祉サービス全体 ※訓練等給付を含む全サービスの支給決定者数	10,596 人	11,242 人
訪問系サービス（居宅介護等）	3,438 人	3,452 人
生活介護	2,837 人	3,153 人
療養介護	254 人	309 人
短期入所（福祉型）	673 人	976 人
短期入所（医療型）	146 人	147 人
共同生活援助	1,157 人	1,385 人
施設入所支援	948 人	963 人

(出典) 滋賀県障害者プラン 2021 令和 3 年 3 月

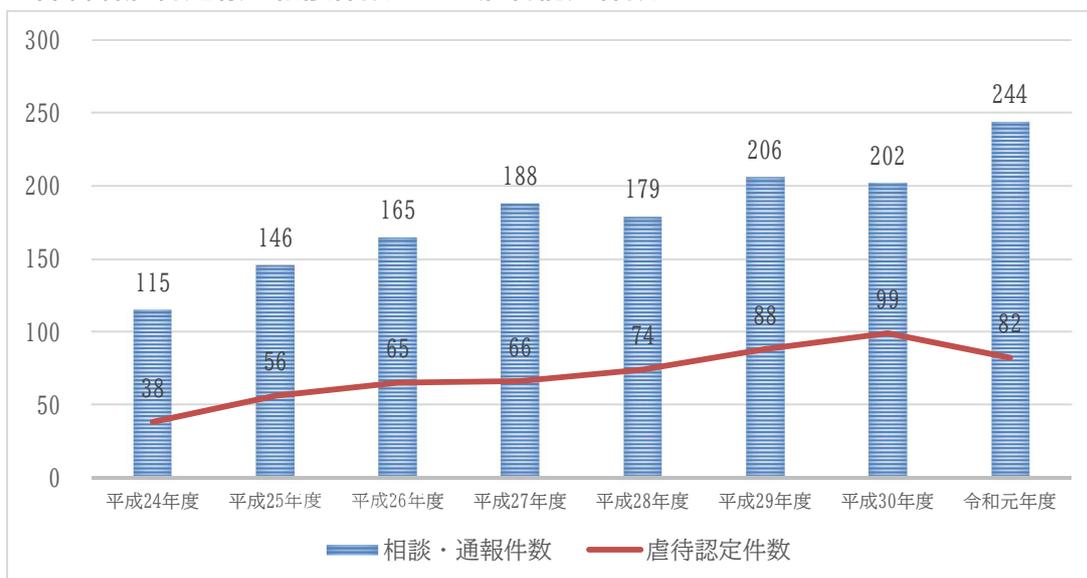
(3) 障害者虐待

滋賀県・管内市町に対する障害者虐待に係る通報・相談件数は増加傾向にあります。

令和元年度（2019年度）、県内19市町および県で受け付けた通報・相談件数は244件でした。

また、使用者虐待を除く、虐待の種別・類型は、身体的虐待が50人（61.0%）と最も多く、次いで心理的虐待が25人（30.5%）、経済的虐待が14人（17.1%）、放棄・放置が8人（9.8%）、性的虐待が2人（2.4%）でした。

■ 障害者虐待通報・相談件数および虐待認定件数



（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

■ 障害者虐待の種別・類型（令和元年度（2019年度））（複数回答）

	身体的虐待	心的虐待	経済的虐待	放棄、放置	性的虐待
人数	50人	25人	14人	8人	2人
割合	61.0%	30.5%	17.1%	9.8%	2.4%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数に対するもの

（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

(4) 特別支援学校の幼児児童生徒

県内の特別支援学校は、令和3年度（2021年度）から17校となっています。

幼児児童生徒数は、令和2年（2020年）5月1日現在2,211人で、前年度に比べ14人減少しました。

■特別支援学校の校数・幼児児童生徒数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

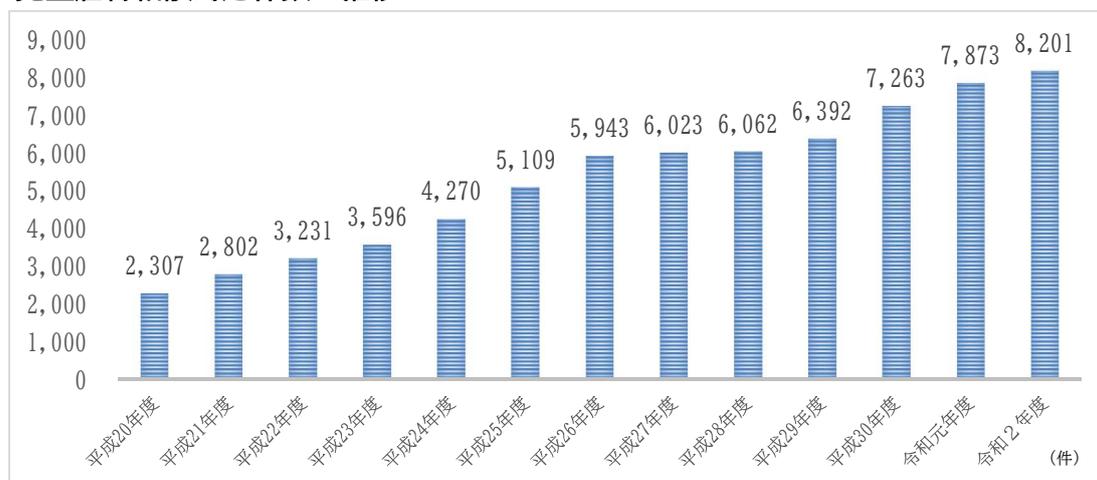
5 子どもの状況

(1) 児童虐待相談

子ども家庭相談センター（中央、彦根、大津・高島）および19市町の児童虐待に関する相談対応件数は、経済的な問題や社会的孤立の問題など複数の要因を背景に年々増加しています。

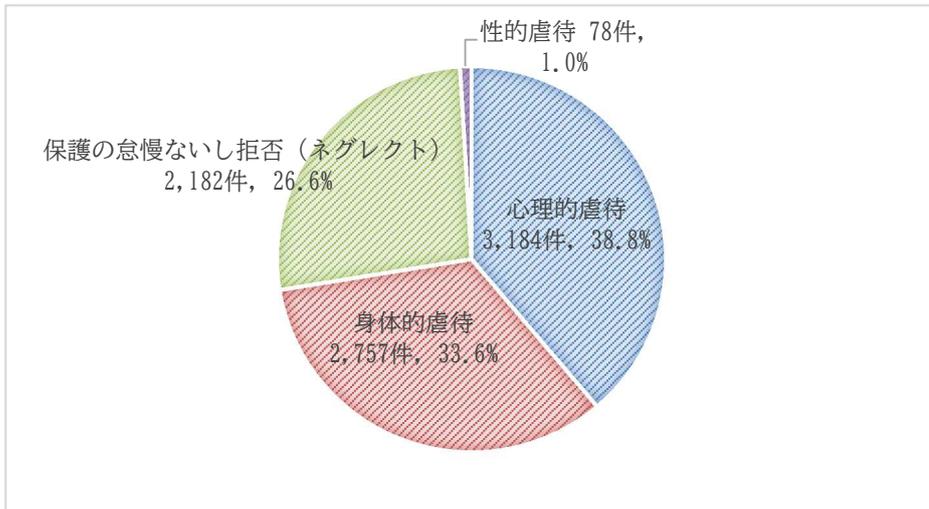
虐待通告のうち「近隣・知人」から寄せられるものも増加傾向にあり、また、一見しただけでは掴みにくい「ネグレクト」も約3割となっていることから、地域社会が、子どもの日常の様子（衣服の衛生状況や摂食の状況等）を注視して見守っていることがうかがえます。オレンジリボンキャンペーン（街頭啓発）等の取組や、昨今の痛ましい児童虐待事件の報道等により、児童虐待に対する社会全体の関心が高まったことから、児童虐待相談対応件数が増加していると考えられます。

■児童虐待相談対応件数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

■児童虐待種別（令和2年度（2020年度））

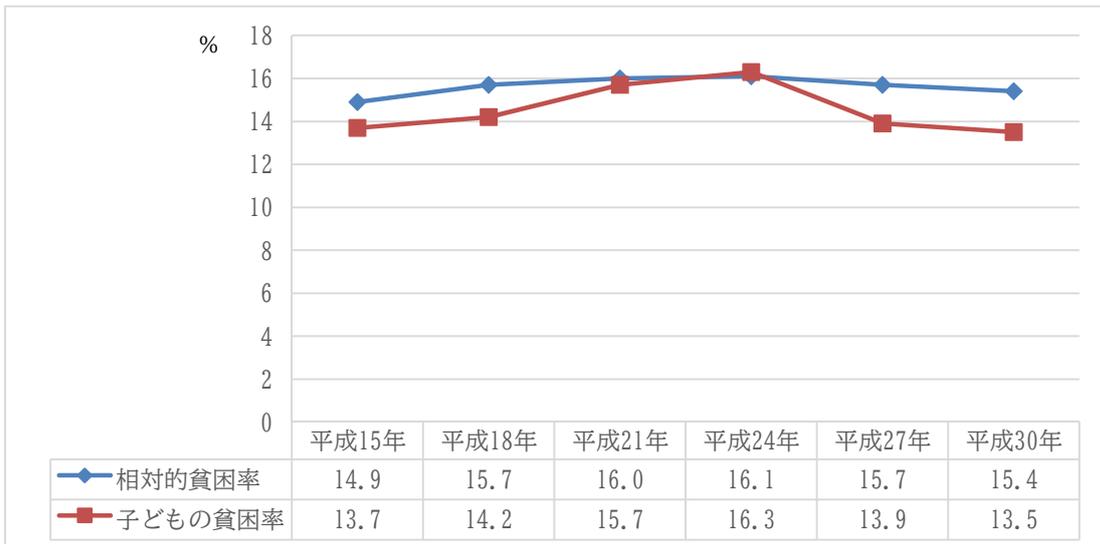


（注）滋賀県健康医療福祉部調べ

(2) 子どもの貧困率

子どもの貧困率については、平成24年（2012年）の過去最悪の数値16.3%が平成27年（2015年）には13.9%に、平成30年（2018年）には13.5%に減少していますが、約7人に1人は貧困状態にあります。

■相対的貧困率の年次推移

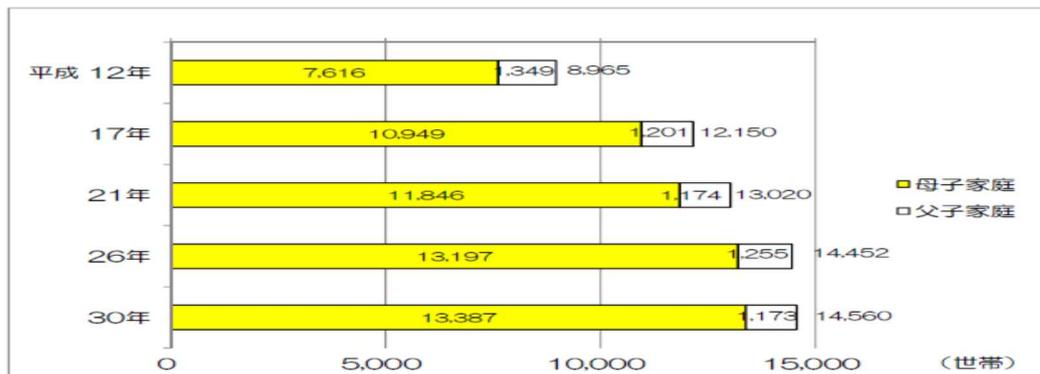


（出典）厚生労働省 国民生活基礎調査結果

(3) ひとり親家庭の状況

県内のひとり親家庭の世帯数は平成30年（2018年）4月現在で14,560世帯（母子家庭13,387世帯、父子家庭1,173世帯）と増加しています。

■ひとり親家庭等の世帯数の推移



(出典) 淡海子ども・若者プラン 令和2年（2020年）3月

(4) 社会的養護

滋賀県には乳児院が1か所、児童養護施設が4か所、児童心理治療施設が1か所、児童自立支援施設が1か所、その他の施設が1か所あり、令和元年度（2019年度）末時点において措置している子どもは、県外施設を合わせて337人となっており、そのうち里親、ファミリーホームで生活する子どもは107人となっています。

■施設の箇所と措置児童数等

区分	県内の施設数等	措置児童数	県外の施設数等	措置児童数	措置児童数計	一時保護委託児童数
里親	52	64			64	57
ファミリーホーム	14	43			43	
小計	66	107	0	0	107	57
乳児院	1	31			31	44
児童養護施設（地域小規模児童養護施設含む）	4	137	8	15	152	33
小計	5	168	8	15	183	77
児童心理治療施設	1	30			30	0
児童自立支援施設	1	11	1	1	12	1
その他の施設等（自立援助ホーム等）	1	5			5	12
小計	3	46	1	1	47	13
合計	74	321	9	16	337	147

※令和元年度（2019年度）末現在

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

(5) ヤングケアラー²の状況

令和2年度（2020年度）に、厚生労働省によるヤングケアラーの実態把握のための調査が実施されています。

全国の市町村の要保護児童対策地域協議会を対象にした調査では、「ヤングケアラー」という概念を「認識している」が76.5%、「昨年度までは認識していなかったが、認識するようになった」が16.8%、「認識していない」が6.6%となっています。

また、「ヤングケアラー」という概念を認識している要保護児童対策地域協議会に「ヤングケアラー」と思われる子どもの実態把握をしているかという問いに対して、「把握している」が30.6、「ヤングケアラー」と思われる子どもはいるが、その実態は把握していない」が28.7%「該当する子どもがいない」が40.0%となっています。

さらに、同調査では「ヤングケアラー」と思われる子どもをより正確に把握するため、中学生や高校生に対してのアンケートが実施されており、「世話をしている家族がいる」と回答した中学生が5.7%（約17人に1人）、高校生が4.1%（約24人に1人）となっています。

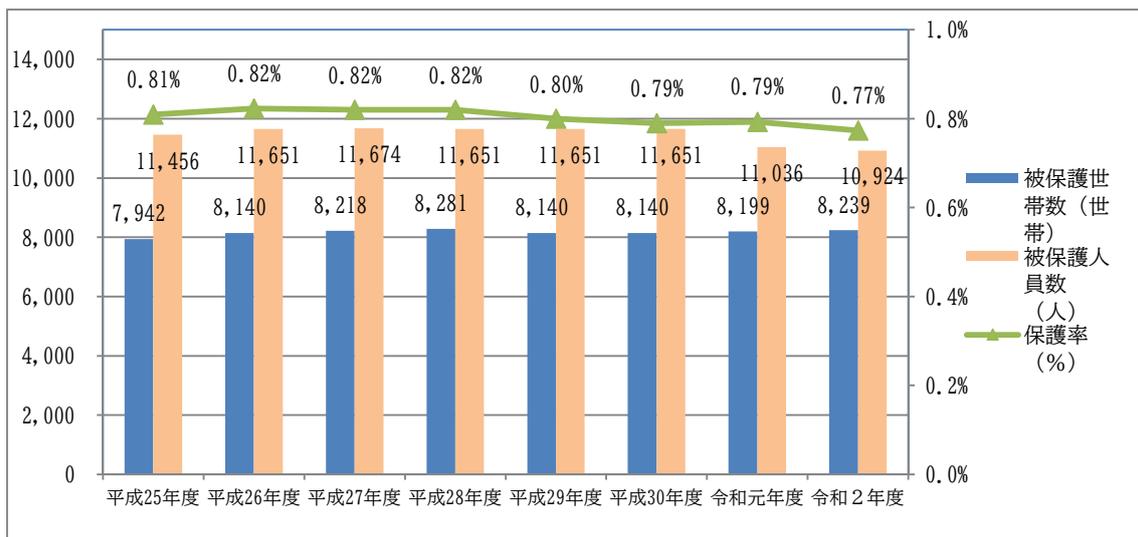
6 生活困窮・ひきこもり・自殺

(1) 生活困窮

○生活保護の状況

被生活保護世帯数は、平成26年度（2014年度）よりほぼ横ばいとなっています。

■被生活保護世帯数の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

² ヤングケアラー：一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている児童を指す。

○特例貸付

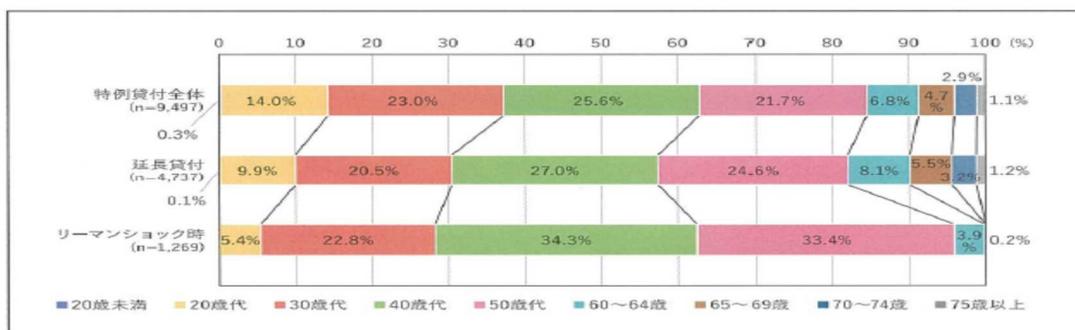
リーマンショック時に比べ、貸付件数、貸付額が大幅に増加しており、コロナ禍の生活への影響はリーマンショック時よりも多くの世帯に及んでいることがうかがえます。

■貸付決定件数と貸付金額

	リーマンショック時3年間 (平成21~23年度)		令和2年3月25日~令和3年5月31日 貸付決定件数	
	貸付決定件数	貸付金額	貸付決定件数	貸付金額
緊急小口資金	1,158件	106,723千円	15,314件	2,919,551千円
総合支援資金	1,269件	1,390,679千円	13,535件	7,152,026千円
総合支援資金(延長) ³	—	—	7,528件	3,974,810千円
総合支援資金(再貸付) ⁴	—	—	6,383件	3,382,140千円
計	2,427件	1,497,402千円	42,760件	17,428,527千円

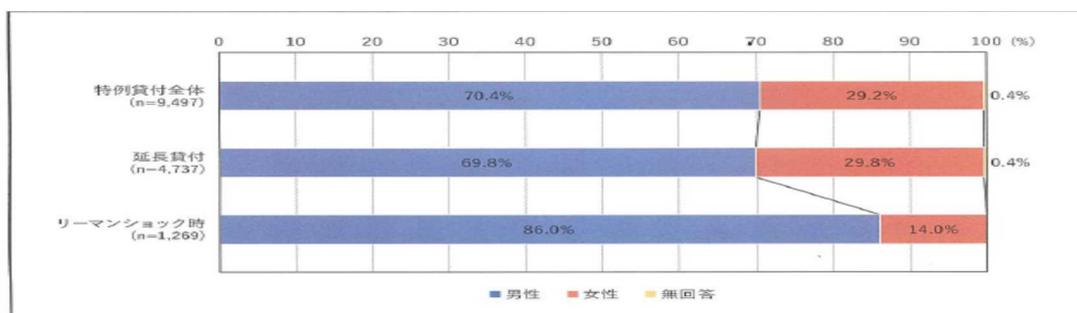
(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

■特例貸付全体・延長貸付・リーマンショック時の利用者の年齢分布



(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

■特例貸付全体・延長貸付・リーマンショック時の利用者の性別の割合



(注) 滋賀県社会福祉協議会調べ

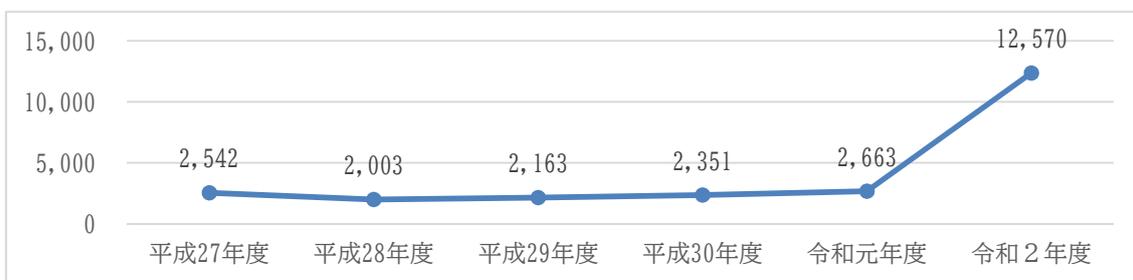
³ 総合支援資金延長貸付：総合支援貸付期間に続き、貸付期間を延長して利用できる制度。

⁴ 総合支援資金再貸付：総合支援資金の貸付終了後、生活が困窮状況にある世帯が自立的相談支援機関での相談や継続的な支援を受けうることが要件に再貸出申請が可能となる制度。

○生活困窮者自立相談⁵件数

令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮される方が増加し、相談件数が大幅に増加しました。

■生活困窮者自立相談件数



(件)

(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

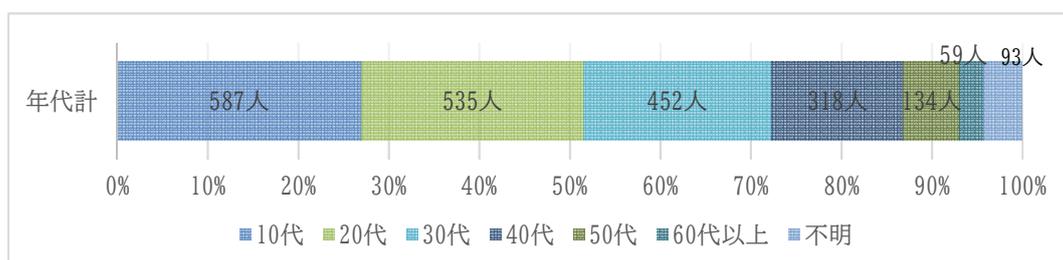
(2) ひきこもり

令和2年度（2020年度）、滋賀県が県内のひきこもりに関わる相談支援を行う機関・団体292ヶ所を対象にひきこもり実態調査を実施したところ、令和元年度（2019年度）、ひきこもり状態にある本人2,178人へ支援を行ったことが分かりました。

年代別では、10代が587人で全体の27%と最も多く、20代が535人で全体の24%、30代が452人で全体の21%でした。

また、内閣府のひきこもり実態調査⁶結果では、満15歳から満39歳までのひきこもりの推計数は54.1万人（平成27年度（2015年度））、満40歳から満64歳までのひきこもりの推計数は61.3万人（平成30年度（2018年度））と推計されています。

■実相談人数（令和元年度（2019年度）支援事例）：年代別



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

⁵ 生活困窮者自立相談：生活困窮者が抱えている課題を踏まえ、自立生活に向け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が他の専門機関と連携し、解決に向けた支援を行う。

⁶ ひきこもり実態調査（内閣府）：平成21、27年度（2009、2015年度）、は、満15歳から満39歳までの者（無作為5,000人）、平成30年度（2018年度）は、満40歳から満64歳までの者（無作為5,000人）を対象にひきこもり調査を実施。

■ひきこもり者の推計数

○平成30年度調査結果（対象：満40歳から満64歳）

	該当人数（人）	有効回収数に占める割合（％）	全国の推計数（万人）	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出	19	0.58	24.8	準ひきこもり群 24.8万人
普段は家にいるが、近所にもコンビニなどには出かける	21	0.65	27.4) 狭義のひきこもり群 36.5万人
自室から出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	7	0.22	9.1	
計	47	1.45	61.3	広義のひきこもり群 61.3万人

○平成27年度調査結果（対象：満15～満39歳）

	該当人数（人）	有効回収数に占める割合（％）	全国の推計数（万人）	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出	33	1.06	36.5	準ひきこもり群 36.5万人
普段は家にいるが、近所にもコンビニなどには出かける	11	0.35	12.1) 狭義のひきこもり群 17.6万人
自室から出るが、家からは出ない又は自室からほとんど出ない	5	0.16	5.5	
計	49	1.57	54.1	広義のひきこもり群 54.1万人

（出典）内閣府「令和元年度（2019年度）子供・若者白書」（概要版）

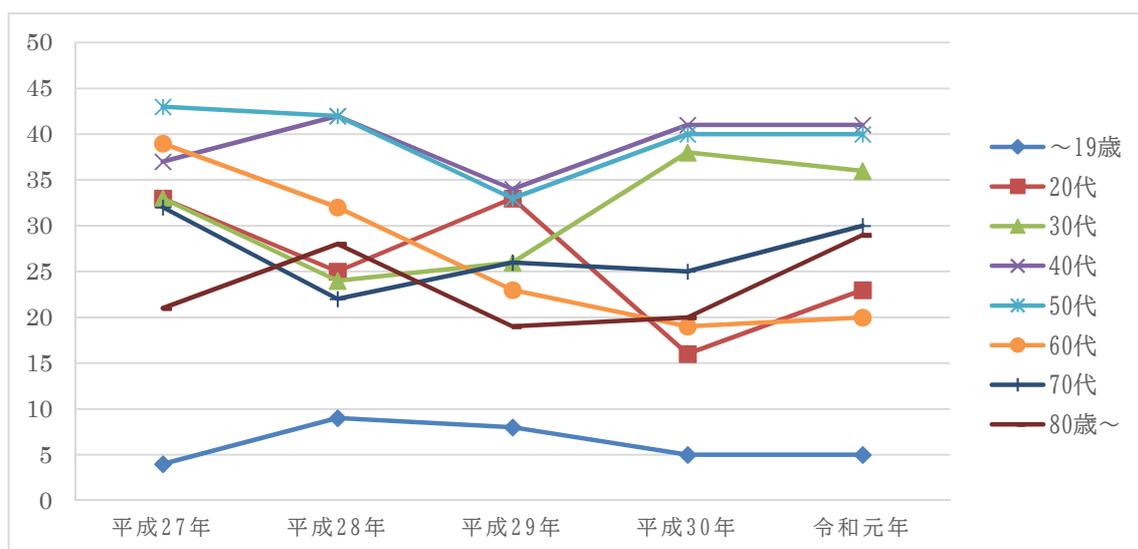
(3) 自殺者数

令和元年（2019年）の自殺者数は、224人でした。

また、年齢別に死因を見ると、15～39歳を5歳区切りでみたときのすべての年齢階層で自死が1位でした。

地域における自殺の基礎資料（確定値）（厚生労働省）では、コロナ禍において令和2年（2020年）の本県の自殺者の総数は前年に比べほぼ横ばいであったが、29歳以下の若者の自殺者の増加が顕著となっています。

■滋賀県年齢階級別自殺者数



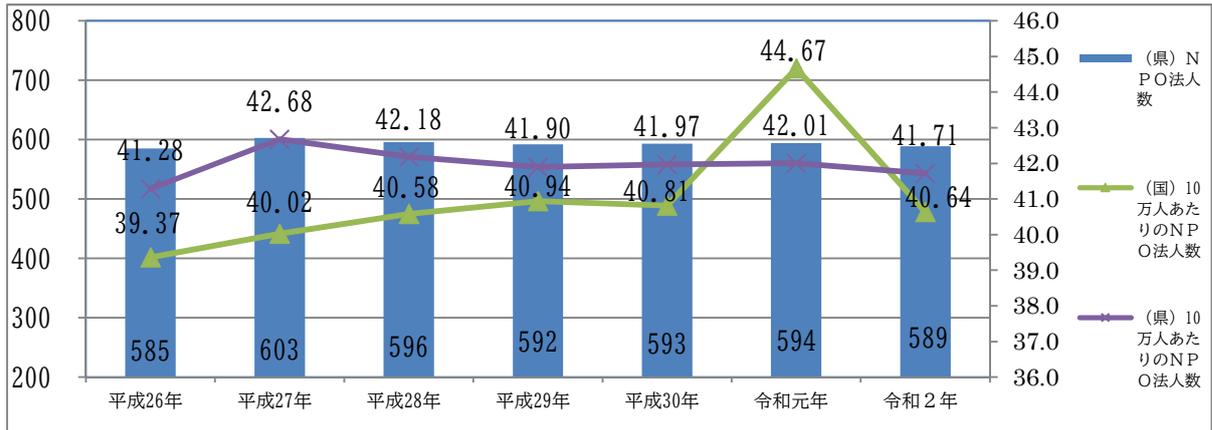
（出典）厚生労働省「人口動態統計」

7 NPO法人・ボランティア

(1) NPO法人

人口10万人あたりのNPO法人数は、令和2年度（2020年度）末において41.71法人で全国と比べても高い状況です。

■NPO法人数の推移

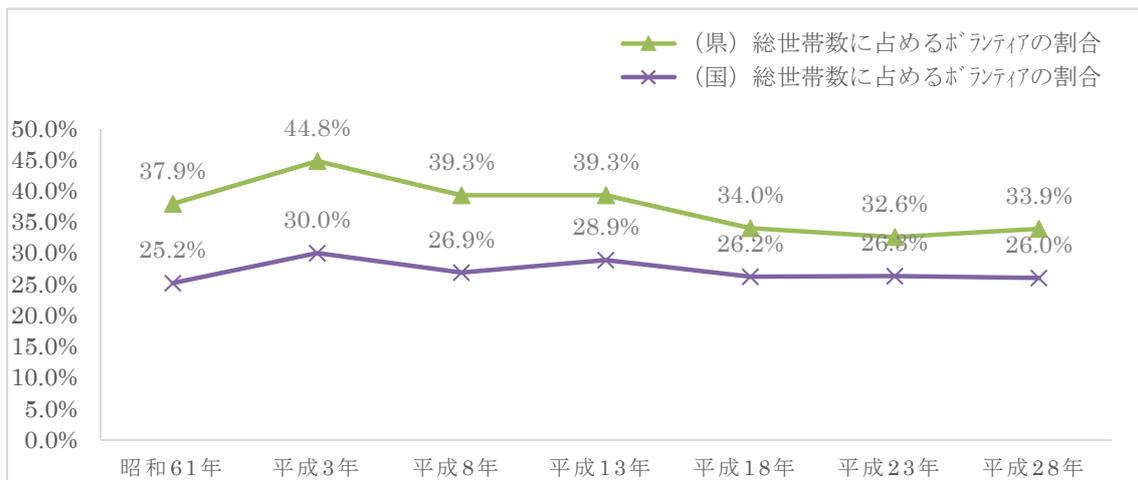


NPO法人：特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得したNPO
 (注) 滋賀県総合政策部提供データより健康医療福祉部作成

(2) ボランティア

本県のボランティア参加率は、全国値を上回って推移しているものの、平成3年度（1991年度）をピークに減少傾向にあります。

■ボランティア参加率の推移



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

8 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

令和2年度（2020年度）の県内公立小中学校・義務教育学校の福祉学習実施率は、小学校では90.8%、中学校では90.3%、義務教育学校では100%となっています。

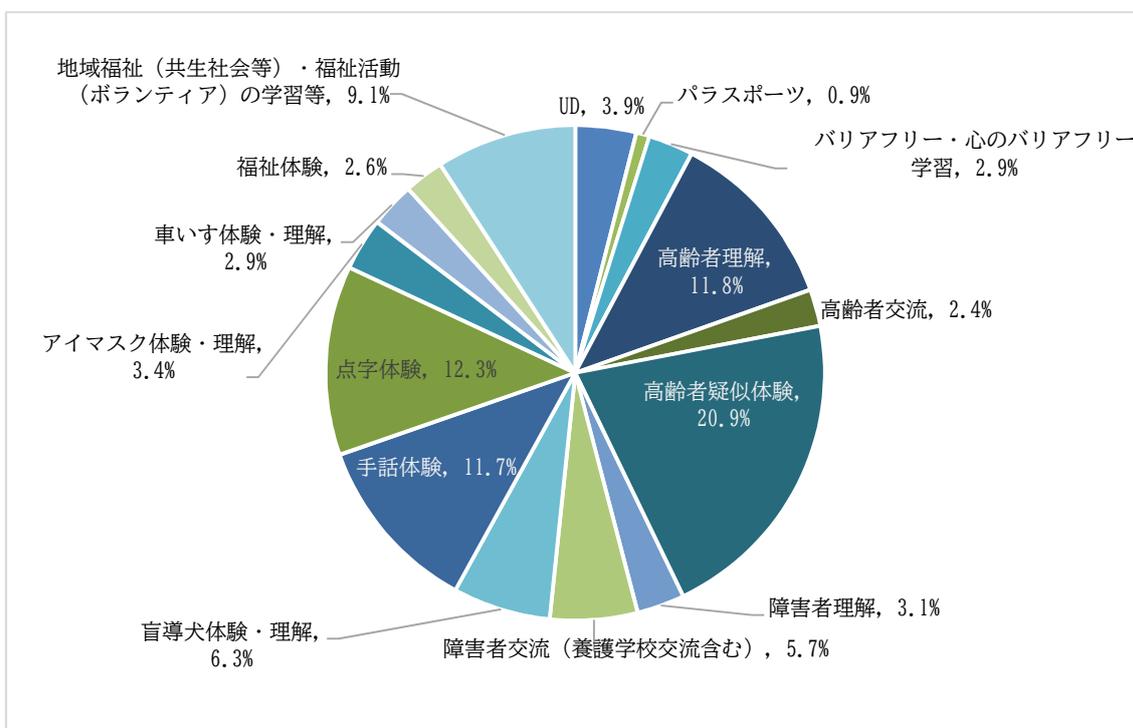
令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大により、障害者、高齢者交流等の福祉学習を中止した学校もあり、学習実施率は例年に比べ低くなりました。

また、学校での福祉学習は、「障害者理解」、「高齢者理解」等が中心となっています。

■令和2年度（2020年度） 県内公立小中学校・義務教育学校福祉学習実施率

	実施校数	実施率
小学校	198校/218校	90.8%
中学校	84校/93校	90.3%
義務教育学校	2校/2校	100%

■学習内容

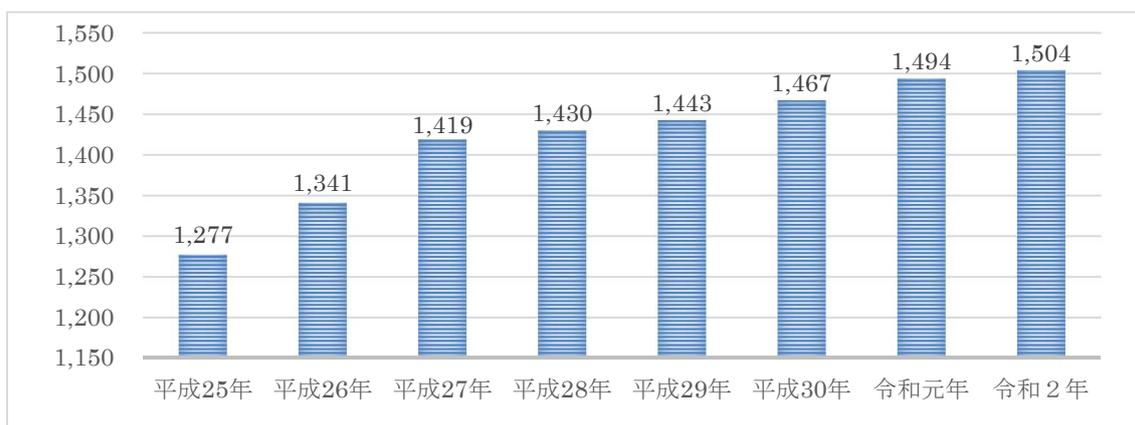


（注）健康医療福祉部健康福祉政策課、教育委員会幼小中教育課調べ（令和3年（2021年）5月）

9 権利擁護の状況

判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、すべての市町社会福祉協議会で福祉サービスの利用の支援や日常生活上の支援を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）が実施されています。年々利用者は伸び続けています。

■地域福祉権利擁護事業契約件数の推移

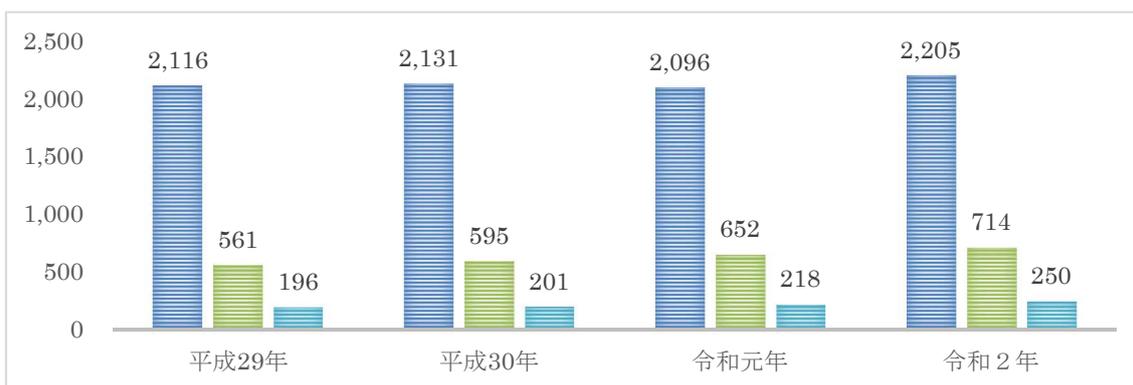


(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

10 成年後見制度利用者数

大津家庭裁判所が管理している成年後見制度利用者数は年々増加しています。

■成年後見制度（法定後見制度⁷）利用者



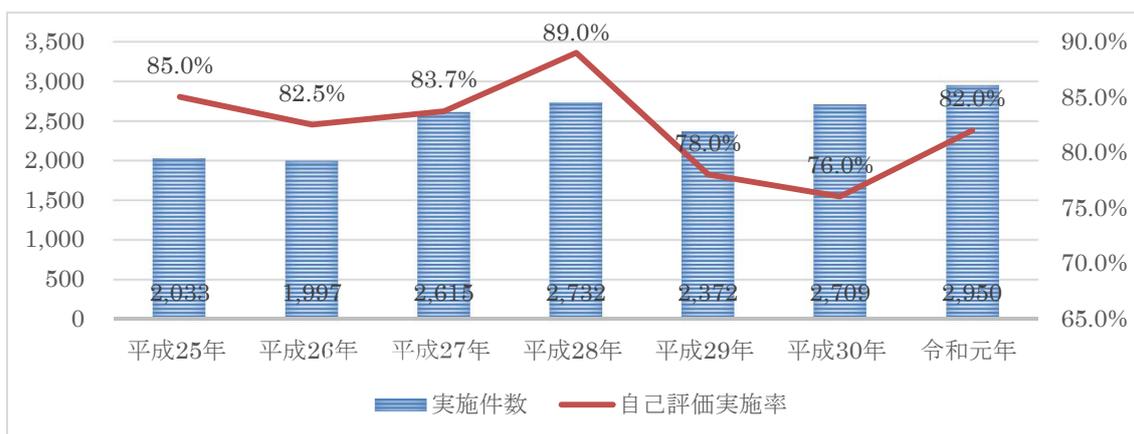
(注) 各年3月31日現在の法定後見制度利用者数
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

⁷ 法定後見制度：家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して法律行為等において本人を保護・支援。

1.1 サービス評価の状況

本県では、平成15年度（2003年度）から、事業者自らの取組により、健康福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者によるサービス選択に資することを目的に健康福祉サービス評価システムに基づいて、自己評価の実施を進めています。

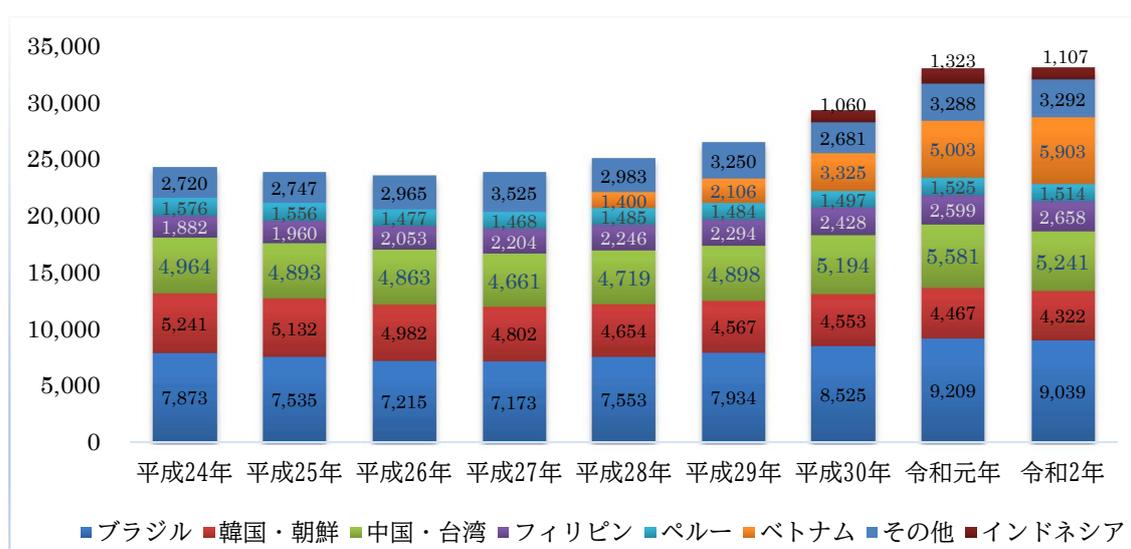
■健康福祉サービス自己評価実施状況



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1.2 外国人人口の推移

滋賀県の外国人人口は、平成26年（2014年）以降増加傾向が続いており、令和2年（2020年）12月末時点で33,076人となりました。県全体の外国人人口の割合は2.33%で、県民のおよそ42人に1人が外国人です。国籍別では108の国・地域となりました。



(出典) 住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課 各年12月末現在

1.3 無戸籍者数

令和3年（2021年）3月10日現在、全国では871人、滋賀県には9人の無戸籍者がおられます。しかし、無戸籍者は出生届が出されていないため具体数の把握は困難で、潜在的な人数は更に多いとみられ、全国では1万人以上いると思われま



(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ
※各年3月10日現在の人数

1.4 市町地域福祉計画の策定状況

市町名	現計画の策定年度	計画期間
大津市	平成 29 年度	5 年
彦根市	平成 29 年度	5 年
長浜市	平成 29 年度	5 年
近江八幡市	平成 29 年度	5 年
草津市	令和 3 年度	5 年
守山市	平成 28 年度	5 年
栗東市	平成 30 年度	5 年
甲賀市	平成 29 年度	12 年
野洲市	令和 3 年度	10 年
湖南市	平成 29 年度	5 年
高島市	平成 29 年度	5 年
東近江市	平成 29 年度	5 年
米原市	令和元年度	5 年
日野町	令和 2 年度	5 年
竜王町	平成 30 年度	5 年
愛荘町	令和 2 年度	5 年
豊郷町	令和元年度	5 年
甲良町	平成 30 年度	5 年
多賀町	令和元年度	5 年
策定済	19 市町	

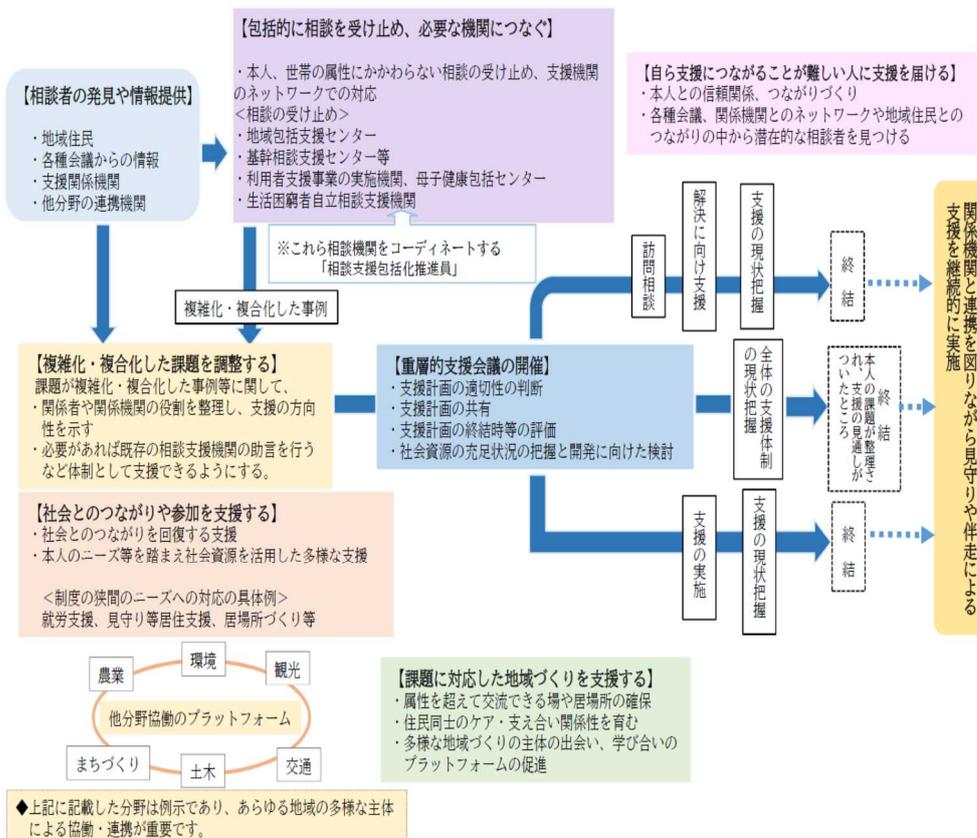
(注) 滋賀県健康医療福祉部調べ

1.5 重層的支援体制整備事業

福祉分野ごとの相談支援体制の整備は進められてきましたが、複合・複雑的な課題を抱える人・世帯が増加しており、分野ごとの相談支援体制では対応できない状況となっています。そのため、各分野の市町関係所属、相談支援機関等の連携が今まで以上に必要となっています。

そこで、国は、平成29年（2017年）改正社会福祉法により、市町村は「包括的な支援体制づくり」に努める旨が規定されました。さらに令和2年（2020年）改正社会福祉法では、市町村に既存の制度を活かしつつ、複合・複雑化した支援ニーズを属性や世代を問わず包括的に受け止める仕組みとして「相談支援（包括的な相談支援体制）」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が新たに規定されました。

■重層的支援体制整備事業イメージ図



(注) 厚生労働省 重層的支援体制整備事業資料をもとに作成